平成２３年（フ）第１２７８号
京都府宇治市木幡北山畑19番地の61
債務者　村田　和矢（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５１号
京都市左京区一乗寺北大丸町５番地の10
債務者　山本　五月
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
大阪府柏原市国分市場２丁目６番34号
債務者　野村　香織
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７５号
堺市堺区住吉橋町１丁５番５号　パレス住吉橋401号、前住所札幌市中央区北２条西18丁目１番地39オルセー北２条201号
債務者　上原　健二（旧姓浦和）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７６号
堺市堺区住吉橋町１丁５番５号　パレス住吉橋401号、前住所札幌市中央区北２条西18丁目１番地39オルセー北２条201号
債務者　上原　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０３７号
大阪府柏原市玉手町21番２―210号
債務者　太口　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１３号
堺市中区堀上町505番地８　山内ハイツ101号、前住所堺市中区深井畑山町150番地44
債務者　野々村　正
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１２９号
堺市堺区向陵東町３丁３番22号
債務者　阿波野惠子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
大阪府松原市天美北５丁目６番24号
債務者　藤井　広平
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５９号
大阪府羽曳野市野々上３丁目７番10―106号
債務者　丸野　美奈
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６２号
堺市東区丈六102番地26
債務者　多田美佐代
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８６号
堺市北区百舌鳥西之町２丁151番地　カーサセピアⅡ103号
債務者　井上希保子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
北海道登別市登別本町３丁目１番地８　コーポニクス101号室、前住所北海道室蘭市東町１丁目19番５―403号
債務者　菅原　桂一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
神奈川県厚木市愛名943番地３　サンライズ青山厚木愛名荘29
債務者　半場　省司
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９１号
神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県６―406号
債務者　長井　直江
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０６号
神奈川県小田原市鴨宮740番地の３　ハーベスト８―105号室
債務者　川崎　米子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１２号
神奈川県中郡二宮町二宮1104番地の１　加藤アパート１Ｆ
債務者　関根　京子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部